

申請新世紀

連合会認証局 ご利用案内

電子申請は、労働保険・社会保険に関する行政手続全般で利用可能となります。
この電子申請を利用し、申請等の手続の電子化に対応して頂くため、
連合会の提供する電子認証サービスをぜひご利用ください。

24時間365日申請できる

手間が省け、コスト削減ができる

業務の効率化が図れる





電子申請のメリット

1 24時間365日申請できる

従来の行政機関の受付時間にとらわれることなく、いつでも申請することができます。

2 手間が省け、コスト削減ができる

郵送や持参の手間が省け、郵送費や交通費などのコストが削減できます。

3 業務の効率化が図れる

電子データで管理することにより、申請書作成時間の短縮や入力ミスの防止が図れます。



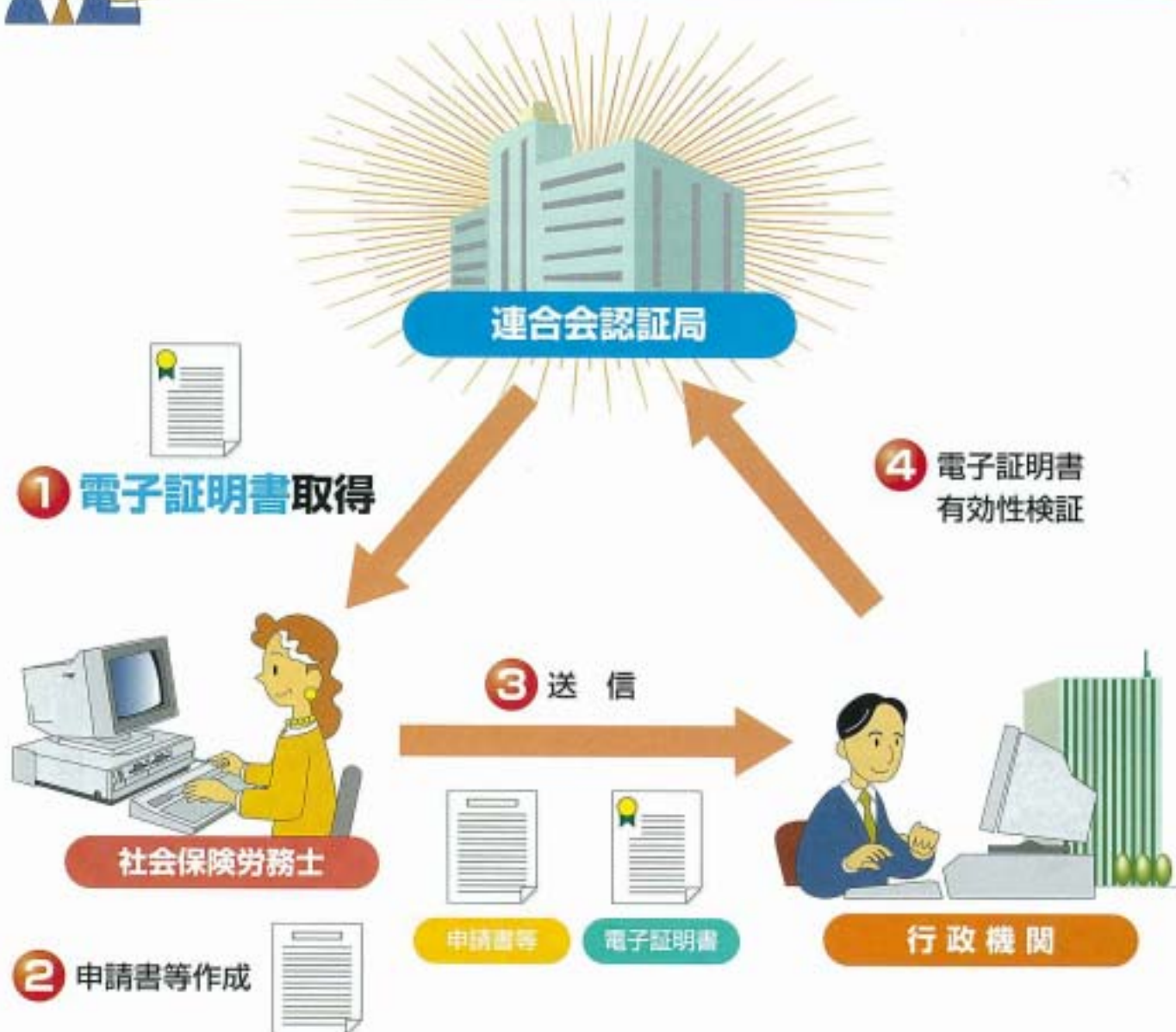
電子申請をするには

- パソコンを事務所に設置していますか？
- インターネットにはつながっていますか？
- パソコンには **USBスロット** は搭載されていますか？
- パソコンのOSはWindows 2000以降のバージョンですか？
- 厚生労働省に信頼される **電子証明書** を持っていますか？

これらの条件がそろわないと電子申請はできません。



電子申請サービスの概要



電子認証サービスとは……

電子認証サービスは電子申請を行う際に、申請者が本当に本人かどうかを証明すること、情報の改ざんを防ぐことを目的としたものです。

これは本人性を証明できる団体が認証局を構築・運営して、電子証明書を発行することで実現します。電子申請を行う際には、この電子証明書を申請書等と共に送信することで本人性の証明を行います。

対象者

社会保険労務士会会員
(開業・勤務・社会保険労務士法人の社員に限ります。)

用途

- 本人性証明
- 改ざん防止

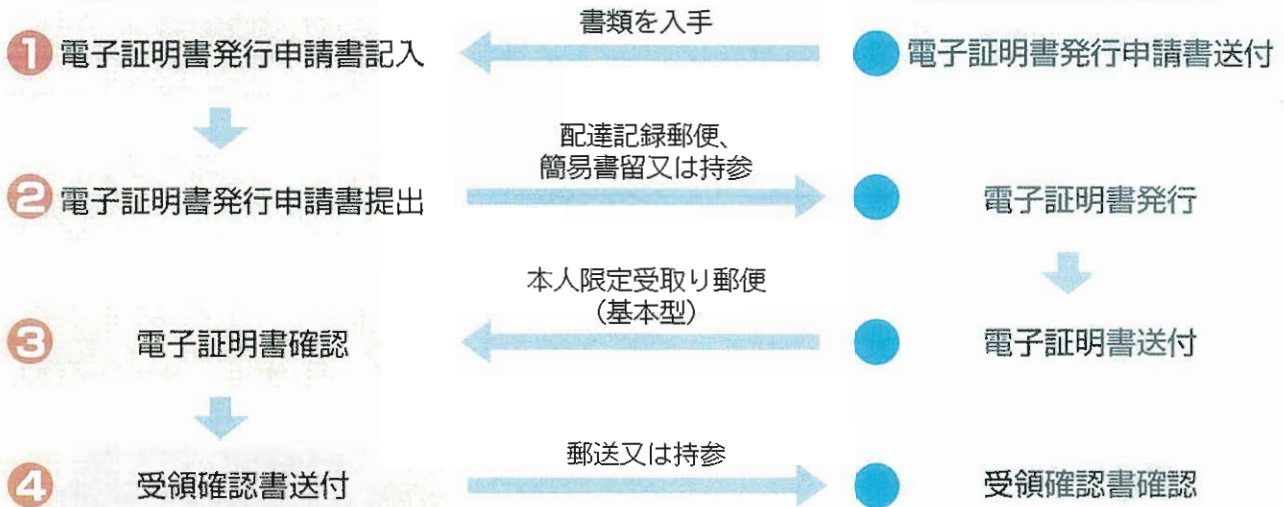


社会保険労務士会会員

電子証明書取得までの流れ



全国社会保険労務士会
連合会認証局



電子証明書の取得方法

発行

電子証明書の発行申請の際には以下のものをご用意ください。

- ① 発行申請書
- ② 住民票の写し (発行日より3カ月以内・コピー不可)
- ③ 印鑑登録証明書 (発行日より3カ月以内・コピー不可)
- ④ 発行料金 (¥9,650)
- ⑤ 戸籍抄本 (旧姓を利用する場合・発行日より3カ月以内・コピー不可)

※⑤は「社会保険労務士名簿への通称併記願」を届け出ている方のみ。

更新

有効期限が切れる際には改めて発行申請 (¥3,650) をしていただく必要があります。

有効期限が切れる3カ月前までに、認証局から更新に必要な書類をお送りしております。

失効

電子証明書の失効申請の際には以下のものをご用意ください。

- ① 失効申請書
- ② 印鑑登録証明書 (発行日より3カ月以内・コピー不可)
- ③ 住民票の写し (発行申請時と住所が異なる場合・発行日より3カ月以内・コピー不可)
- ④ 戸籍抄本 (発行申請時と氏名が異なる場合・発行日より3カ月以内・コピー不可)

電子証明書の内容に変更があった場合は一度失効して、あらためて発行申請する必要があります。

損害賠償

連合会認証局が負う連合会認証サービスの提供に関する損害賠償責任の上限額は¥1,000,000です。

全国社会保険労務士会連合会

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館
TEL. 03-6225-4869 (認証局直通) FAX. 03-6225-4871
E-mail cainfo@shakaihokenroumushi.jp